

サービス提供体制強化加算に関する届出書  
(通所介護相当サービス)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規      2 変更      3 終了
3 届出項目	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)    2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は ①に占める③の割合が25%以上		有・無
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人		

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有・無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有・無
	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、提出又は事業所に保管すること。

### サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 算定表

#### 1. 「前年事業実績が6ヶ月以上ある事業所用」

月	介護職員 常勤換算数(A)	介護福祉士 常勤換算数(B)	B/A ( $\geq$ Ⅰ:70%・Ⅱ:50%・Ⅲ:40%)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
合計(C)			
平均(C/11)			

#### 2. 「前年事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用」

月	介護職員 常勤換算数(A)	介護福祉士 常勤換算数(B)	B/A ( $\geq$ Ⅰ:70%・Ⅱ:50%・Ⅲ:40%)
合計(C)			
平均(C/3)			

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6ヶ月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3ヶ月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3ヶ月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

## サービス提供体制強化加算Ⅰ 算定表

## 1. 「前年事業実績が6ヶ月以上ある事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち10年以上勤続者 (介護福祉士) 常勤換算数(B)	B/A (≥25%)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
		合計(C)	
		平均(C/11)	

## 2. 「前年事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち10年以上勤続者 (介護福祉士) 常勤換算数(B)	B/A (≥25%)
		合計(C)	
		平均(C/3)	

注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

- 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。

### サービス提供体制強化加算Ⅲ 算定表

#### 1. 「前年事業実績が6ヶ月以上ある事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち7年以上勤続者 常勤換算数(B)	B/A (≥30%)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
		合計(C)	
		平均(C/11)	

#### 2. 「前年事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用」

月	直接提供職員 常勤換算数(A)	(A)のうち7年以上勤続者 常勤換算数(B)	B/A (≥30%)
		合計(C)	
		平均(C/3)	

- 注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。
- 2 前年度の実績が6ヶ月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。
- 3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関与しない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。
- 4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 5 サービスを直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員または機能訓練指導員とする。